

道路特定財源の暫定税率の速やかな成立を求める緊急声明

平成20年度が目前に迫っている。

地方自治体では議会が開かれ、来年度予算がそれぞれ議決されつつある。その予算は道路特定財源の暫定税率維持が前提となっている。現在の国と地方の予算制度の下では、我々には他に選択の余地はないのである。

仮にも、暫定税率が廃止されれば、議決された予算に直ちに巨額の歳入欠陥が生じ、道路ばかりでなく他の一般施策経費も執行停止のやむなきに至り、地方行政は大きな混乱に陥ることは明白である。

予算及び関連法案の成立がなければ、国政・地方行政は機能しない。しかも、アメリカに端を発した世界経済の変調の中で、日本経済は予断を許さない状況になっている。

このような切迫した状況にあるにもかかわらず、参議院においては関連法案の審議すら開始されず、両院議長斡旋の与野党協議も一向に進展しない現状に深く失望し憂慮している。

国会は今こそ、その最も重要な責務である予算および法律の審査・決定という責務を果たし、国民生活の安定を図り、その負託に応えなければならない。参議院は、院としての意思を明確に示すべきである。

我々地方は、次の方向で与野党が早急に協議を行うとともに、関連法案の審議に全力を尽くし、今年度内に成立させるよう緊急に要請する。

1 暫定税率の維持

暫定税率関係法案の年度内成立が不可欠である。万一成立しない場合には、道路予算の執行保留、工事停止などの行政の停滞はもとより、突然の制度変更により、システム修正に相当の時間を要する納税手続の機能不全、課税在庫と非課税在庫を巡る石油製品販売段階での混乱が必至となる。

2 国会審議等で提起された次の諸点について協議し、合意されたものから速やかに実施する。

この場合、地方財政の危機的な現状に鑑み、地方の財源は必ず確保する。

(1) 政府案では10年となっている暫定税率の延長期間の短縮

(2) 10年間59兆円の道路計画の見直し

この場合において、遅れている地方の道路整備の実態・必要性については、十分配慮する。

(3) 現行の一般財源化枠の拡大と地方への重点配分

地方自治体では道路予算の約60%は一般財源と借入金によりまかなっており、かつ過去の借入金の返済負担が極めて大きいという現状に鑑み、地方に重点的に配分

(4) 道路特定財源の用途総点検、制度の目的から逸脱した支出・無駄な支出の徹底的な削減

(5) 道路行政における国と地方の役割分担を地方分権推進の観点から明確

化。直轄道路地方負担金の在り方についてもこの観点から検討。
以上の議論に当たっては、地方の意見に耳を傾け、その実情を十分踏まえるとともに、地方分権推進の観点に立って検討すること。

平成20年3月20日

全 国 知 事 会
会 長 麻 生 渡